

---

**最近の判例から** (14) - 子供による騒音 -
 

---

## 分譲マンションにおける階上の部屋の子供による騒音につき不法行為が認められ、騒音の差止め並びに慰謝料、治療費及び騒音測定費用が認められた事例

(東京地判 平24・3・25 判時2155-71) 石原 賢太郎

---

分譲マンションの居住者が、階上の居室所有者に対し、居室から発生する騒音の差止め及び不法行為（子が居室内を歩行して騒音を発生させた。）に基づく損害賠償を求めた事案において、子が騒音を階下の居室に到達させたことは、階上の居室所有者が、階下の居住者らに対して、騒音を到達させないよう配慮すべき義務があるのにこれを怠り、受忍限度を超えるものとして不法行為を構成するものというべきであり、差止の対象となるとし、騒音の差止め、精神的苦痛に対する慰謝料、治療費・薬代、騒音の測定費用及び遅延損害金を一部容認した事例（東京地裁 平24年3月15日判決 一部容認、一部棄却 控訴 判例時報2155号71頁）

### 1 事案の概要

(1) 原告X1は、平成17年12月7日、本件マンションの104号室を購入し、平成18年3月ころから妻である原告X2を含む家族と居住するようになった。一方、被告Yは、同年4月18日から204号室に居住するようになった。なお、本件マンションは準工業地域に位置し、また両室は、本件マンションの南西側角に位置し、南側道路はバス通りである。

(2) 本件マンションの外壁のコンクリート厚は150mm、戸境壁のコンクリート厚は180mmであり、床は玄関たたき部分を除き厚さ200mm以上のコンクリートの上に約4

mm厚の防音緩衝材を、その上に遮音性能L L-45の規格の約9mm厚のフローリング材を施工している。

(3) X1らの主張によると、Yの子は、平成18年4月以降、毎晩深夜まで204号室の室内を走り回り、104号室内で45dB(A)から66dB(A)の音量に達する歩行音を発生させた。

(4) X1らは、同年10月ころ、マンションの管理人に対し、本件不法行為に係る歩行音を訴え、同管理人は、本件マンション内全戸に、一般論として騒音を生じさせないように注意を促す書面を配布し、X1らは、同年11月ころにも同様の訴えをし、同管理人は同様に書面を配布した。

(5) X2は、本件不法行為により受けたストレスのため体調不良となり、メンタルクリニックに通院し、治療費及び薬代を支払った。

(6) その後、X1は、歩行音等の測定を騒音測定会社に依頼した。X1の委託を受けた騒音測定会社は、平成20年7月3日から同月30日までの間、104号室のリビングルーム中央で高さ1.2mの位置を測定点として騒音計マイクロホンを設置し、X1らは設置した装置を用いて、階上からの音を聴感で関知した際に、騒音計と接続したレベルレコーダーを稼働させて騒音を測定した。その際に46dB(A)以上のピーク値が測定された。

(7) X1及びX2は、Yに対し、騒音の差止

め及び不法行為に基づく損害賠償を請求し、YはX 1ら主張の事実を否認し争った。

## 2 判決の要旨

裁判所は、次のように述べ、X 1らの請求を一部容認した。

- (1) Yの子が204号室内において飛び跳ね、走り回るなどして、104号室内で重量衝撃音を発生させた時間帯、頻度、その騒音レベルの値 (dB (A)) は、静粛が求められあるいは就寝が予想される時間帯である午後9時から翌日午前7時までの時間帯でもdB (A)の値が40を超え、午前7時から同日午後9時までの同値が53を超え、生活実感としてかなり大きく聞こえ相当にうるさい程度に達することが、相当の頻度であるというのであるから、Yの子が平成20年当時幼稚園に通う年齢であったこと、その他本件記録から窺われる事情を考慮しても、Yの子が前記認定した程度の頻度・程度の騒音を階下の居室に到達させたことは、204号室の所有者であるYが、階下の104号室の居住者であるX 1らに対して、同居者であるYの子が前記程度の音量及び頻度で騒音を104号室に到達させないよう配慮すべき義務があるのにこれを怠り、X 1らの受忍限度を超えるものとして不法行為を構成するものというべきであり、かつこれを超える騒音を発生させることは、人格権ないし104号室の所有権に基づく妨害排除請求としての差止の対象となるというべきである。
- (2) 以上によれば、本件不法行為に係るX 1の主張は、前記認定した限度で理由があり、騒音の差止請求は、前記説示の時間帯に前記程度の騒音の差止 (午後9時から翌日午前7時までの時間帯は40 dB (A) を超えて、午前7時から同日午後9時までの時間帯は53 dB (A) を超えて、それぞれ発生させてはならない。) を求める限度で理由があり、そ

の余は理由がない。

- (3) X 1らの損害について検討すると、騒音発生期の始期、午後9時から翌日午前7時までの時間帯にdB (A) の値が40を超え、午前7時から同日午後9時までの同値が53を超えた頻度・程度に照らすと、X 1らがそれぞれ受けた精神的苦痛に対する慰謝料額としては、各30万円が相当である。
- (4) X 2は治療費・薬代として24,890円を支出したこと、X 1は、本件不法行為に係る騒音の測定費用・報酬として640,500円を支払ったことが認められ、前記認定した限度の本件不法行為と相当因果関係がある損害と認められる。

## 3 まとめ

本事例は、マンションの階上に居住する子供の騒音について、受忍限度を超え不法行為を構成するとして、騒音の差止め、慰謝料、治療費・薬代、騒音測定費用が認められた事例である。

マンション居住者同士の生活騒音をめぐる紛争は、近年増加傾向にあり、判例としては、受忍限度を超える騒音の発生は認められず、執拗な苦情申し立てなどが名誉感情の侵害に当たるとされた事例 (東京地判 H23.10.13 RETIO87号)、マンション上階の幼児による騒音について慰謝料請求が認められた事例 (東京地判 H19.10. 3 RETIO71号) 等いくつか判示されているところであるが、本件は、騒音の音量について具体的に提示して判示したものであるとして実務上参考になると思われる。なお、本件は控訴中であり、今後の動向を注視したい。

(調査研究部調査役)